

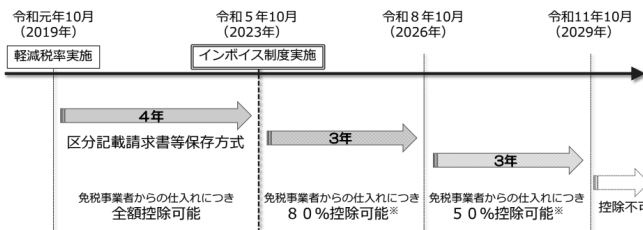
インボイス制度開始後の具体的な変更点

今回はインボイス制度の目的や導入された背景について説明しました。今回はインボイス制度が導入によって具体的にどのような変化が生じるのか3点ほど説明します。

1 インボイスを保存しないと仕入税額控除の適用不可

課税事業者は、インボイスを保存しなければ仕入税額控除の適用を受けられなくなります。保存期間は7年間(事業年度の確定申告の提出期限の翌日から7年間)です。仕入税額控除の適用を受けられないというのは、本来納める必要のない税金を追加で納めることを意味します。そのため重要です。

なお、制度が大きく変化することを考慮し、以下のように制度開始から6年間の経過措置が設けられています。令和11年(2029年)10月以降は控除が全く適用できなくなるので注意が必要です。



参考：財務省 | インボイス制度実施に当たった経過措置について

2 請求書の記載項目が増える

インボイスとする請求書(または納品書、領収書等)の記載項目には、現行の方式で必要な項目に、登録番号、適用税率、税率ごとに区

分した消費税額等の3つが追加されています。

区別記載請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式
<ol style="list-style-type: none"> ① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称 	<ol style="list-style-type: none"> ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

3 インボイスを交付できるのが登録事業者に限定される

現行の区分記載請求書等保存方式では、原則として誰でも請求書を交付できます。しかしインボイス制度では必要な記載項目に「登録番号」が追加されたため、インボイスを交付できるのは適格請求書発行事業者に限定されます。しかも、登録事業者になれるのは課税事業者のみであり、免税事業者はインボイスを交付できません。

なお、適格請求書発行事業者の情報は「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。インボイスに書かれた登録番号を検索にかけることで、事業者の氏名または名称、登録年月日等の情報を確認することができます。

5回にわたってインボイス制度の概要を説明しました。いよいよ2023年10月より施行されます。施行後にはまた変更点等が出てくるかと思いますが、その都度説明させていただきます。